

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から41年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年2月から41年1月まで

母は、将来に備えて昭和36年4月に国民年金に加入しており、「どんなに経済的に苦しい時期でも国民年金保険料を納付していた。」と話していた。それにもかかわらず、未納期間があるのは納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の二女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る申立期間の国民年金保険料は、オンライン記録上、未納とされているが、申立期間後の昭和42年4月から43年3月までの保険料は第2回特例納付により納付されていることが特殊台帳から確認できる。これらの納付記録は、先に経過した期間の国民年金保険料から充当する仕組みになっている特例納付の制度からみて不自然であり、申立人に係る申立期間の国民年金保険料は、第2回特例納付が行われた時点(昭和49年1月から50年12月までの期間)では納付されていたものと推認するのが相当である。

また、申立期間は12か月と短期間である上、申立人は60歳に達するまでの国民年金保険料について申立期間を除き納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 12 月 1 日から 34 年 8 月 19 日まで
② 昭和 35 年 1 月 4 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 11 月 14 日から 36 年 12 月 31 日まで
④ 昭和 37 年 10 月 8 日から同年 12 月 10 日まで
⑤ 昭和 38 年 9 月 6 日から 40 年 7 月 28 日まで
⑥ 昭和 42 年 11 月 15 日から 43 年 2 月 1 日まで

A社を退職した後、申立期間に係る脱退手当金を受給したことになっているが、自分で請求手続を行った記憶はなく、事業所から脱退手当金について説明を受けた記憶もないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、支給日より前の10回の被保険者期間のうち4回についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、この請求を申立人が失念するとは考え難い。その上、申立人は、申立期間後も再就職する意思があったとしており、支給決定日から約7か月後に資格取得していることを踏まえると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求する意思があったとは考え難い。

また、A社において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和43年2月1日の前後2年以内に資格喪失した女性の脱退手当金の受給資格者は17人みられるが、そのうち、脱退手当金を受給した記録となっているのは申立人のみである上、資格喪失日が申立人のそれと近接している同僚は、

事業主から脱退手当金に関する説明を受けたことはない旨証言しており、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

さらに、未請求となっている被保険者期間は、申立期間と同一の厚生年金保険記号番号で管理されている上、申立期間に係る事業所と同一の事業所が含まれているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 1 日から 36 年 8 月 10 日まで
② 昭和 39 年 3 月 23 日から同年 6 月 30 日まで

A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金を支給された記録となっているが、その当時、私は脱退手当金の制度を知らず、受給した記憶もないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、支給日より前の4回の被保険者期間のうち2回についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、このうちの1回は、申立期間②に係る被保険者資格の喪失日から同期間に係る脱退手当金が請求されたと推認される日（昭和40年6月頃）の間に被保険者期間があり、この請求を申立人が失念するとは考え難い。

また、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間②に係る資格喪失日から約1年2か月後の昭和40年9月3日に支給されたこととなっている上、当時の同僚（複数）が、事業主は脱退手当金に関する説明も代理請求も行っていなかった旨証言しており、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

さらに、オンライン記録から、申立てに係る事業所を最終事業所とした脱退手当金の支給日が申立人のそれと近接している厚生年金保険被保険者の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示があるものの、申立人に係る被保険者原票にはその表示が無く、事務処理に不自然さがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）における資格喪失日に係る記録を同年 10 月 1 日に訂正し、上記期間の標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月 1 日から 58 年 11 月 1 日まで
② 昭和 59 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 51 年 5 月から現在まで継続して A 社と同社の関連会社である C 社（現在は、D 社）に勤務しているにもかかわらず、A 社が厚生年金保険に加入した 55 年 7 月 1 日から 58 年 11 月 1 日までの期間及び C 社に異動した際の 59 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間について、厚生年金保険に未加入となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の回答から、申立人は申立期間②において A 社に継続して勤務し（昭和 59 年 10 月 1 日に C 社に異動）、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る申立期間②の標準報酬月額については、オンライン記録（昭和 59 年 8 月の標準報酬月額）から、15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 59 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係

る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、B社は、当時の資料が保管されていないため、申立人の勤務、厚生年金保険への加入手続及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、申立人は、申立期間①当時の同僚に対して調査を行わないよう求めており、証言を得られない。

さらに、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和59年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月30日から同年10月1日まで

A社から関連会社のC社（現在は、D社）に異動した際の昭和59年9月30日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険に未加入となっているが、申立期間においても継続して勤務しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答から、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和59年10月1日にC社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録（昭和59年8月の標準報酬月額）から8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和59年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していな

いと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年10月1日に、資格喪失日に係る記録を42年3月10日とし、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から42年3月10日まで

申立期間について、A社で製品の配送及び縫製の業務に従事していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の元役員兼事務担当者（元事業主の妻）及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、上記事務担当者は、「当時は従業員全員を厚生年金保険に加入させて給与から保険料を控除していたので、申立人についても厚生年金保険に加入させ保険料を控除していた。」と証言している。

さらに、申立人のことを覚えている同僚を含む複数の同僚は、厚生年金保険の被保険者記録があり、その加入期間は各自の在籍期間と一致している旨の証言をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当時、申立人と同様の業務に就いていた同僚の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記事務担当者は保険料を納付したと回答しているが、仮

に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合においては、その後に喪失届等が提出されることとなるが、そのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）がこれらの届出を記録していないとは考え難いことから、事業主は、これらの届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 41 年 10 月から 42 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成5年9月を28万円に、15年8月を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から18年1月19日まで

ねんきん定期便を見ると、A社に勤務していた期間の標準報酬月額の記録が給与支払明細書に記載されている報酬月額や厚生年金保険料控除額に見合う額となっていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、平成5年9月1日から同年10月1日までの期間及び15年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書に記載されている報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から、5年9月は28万円に、15年8月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤った標準報酬月額に係る届出を行ったことを認めていることから、事業主が給与支払明細書に記載された保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、

社会保険事務所（当時）は上記報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、i) 平成3年12月から5年4月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、同年10月から6年11月までの期間、7年1月から同年9月までの期間、同年11月から8年9月までの期間、同年11月から10年2月までの期間、同年4月から13年3月までの期間、同年12月から14年4月までの期間、同年6月から15年2月までの期間、同年4月から同年7月までの期間及び同年9月から17年3月までの期間については、申立人が所持する給与支払明細書に記載された保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録と一致することから、ii) 8年10月及び15年3月については、申立人が所持する給与支払明細書に記載された保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録を下回ることから、iii) 10年3月及び13年4月から同年11月までの期間については、申立人が所持する源泉徴収票から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録と一致することから、いずれの期間においても記録を訂正する必要は認められない。

また、平成3年2月から同年11月までの期間、5年5月、6年12月、7年10月、14年5月及び17年4月から同年12月までの期間については、申立人は給与支払明細書等の資料を所持しておらず、上記期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認できない。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成5年9月及び15年8月を除く期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 31 日

ねんきん定期便をみたところ、平成 15 年 7 月 31 日に支払われた賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。保管している貯金通帳等から、A社から同日に賞与が支払われているのは明らかなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管する給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び申立人が所持する貯金通帳から、申立人は、申立期間について、賞与が支給され、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿に記載された賞与額及び厚生年金保険料の控除額から、当時の上限額である150万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管する健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書に申立人の名前は無く、このことについて事業主は、「申立人が退職した後の手続だったため、申立人に係る賞与の届出を忘れていたと考えられる。」と回答していることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 16 日から 37 年 7 月 20 日まで
② 昭和 37 年 7 月 20 日から 38 年 10 月 14 日まで
③ 昭和 39 年 11 月 26 日から 40 年 6 月 7 日まで

脱退手当金の確認はがきを受け取って、脱退手当金を受給したこととなっていることを初めて知った。当時は、脱退手当金の制度自体を知らない上、退職後すぐに転居しており、脱退手当金を請求したことも受け取ったことも記憶にないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前に勤務した事業所（1事業所）及び申立期間②と③の間に勤務した事業所（3事業所）の被保険者期間については、その計算の基礎とされずに未請求となっており、このうち申立期間②と③の間の未請求期間は申立人の脱退手当金が支給されたこととされている日に近接する被保険者期間であり、これを申立人が失念するとは考え難い。

また、申立期間②と③の間の未請求期間と申立期間①、②及び③は、同一の被保険者記号番号で管理されている上、上記未請求期間の最後に勤務した事業所と同事業所退職から約2か月後に勤務した申立期間③に係る事業所とを管轄する社会保険事務所（当時）は同一であるにもかかわらず、一方に脱退手当金が支給されていない期間があることは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間③に係る事業所の被保険者（申立人の健康保険整理番号の前後各50人）のうち、申立人に脱退手当金が支給されたこととされてい

る日（昭和 40 年 8 月 27 日）に近接した日（昭和 40 年 11 月 5 日と 41 年 5 月 6 日）に脱退手当金が支給された記録がある被保険者二人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の記載があるが、申立人の同原票には「脱」の記載が無いことも事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 11 月から 39 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月から 39 年 10 月まで

付加保険料の納付申出を行った際に特例納付について説明を受け、納付時期や納付金額は定かではないが、申立期間の保険料を居住する市に特例納付したはずであるので、未加入となっている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付について説明を受けたとする昭和 48 年 4 月時点において、60 歳到達までに年金受給権（納付期間 300 月）を取得可能な状況にあり、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付する合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付状況（納付時期、納付金額等）に係る記憶が曖昧である上、申立人が居住する市は特例納付による国民年金保険料は収納していなかった旨回答しており、同市（支所）において特例納付により納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月及び同年5月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年2月
② 昭和49年5月から50年3月まで

申立期間について、それぞれ、勤務していた事業所を退職した際に当時居住していた市において国民年金の加入手続を行い、毎月、現金により同市役所か出張所において国民年金保険料を納付したはずであるにもかかわらず、申立期間について未納となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年1月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認できるが、この時点において申立期間の国民年金保険料を過年度納付することはできたものの、申立人には国民年金保険料を遡って納付した記憶はない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入状況（加入時期、加入場所等）、国民年金保険料の納付状況（納付時期、納付場所、納付金額等）についての記憶が曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月から 55 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月から 55 年 6 月まで
昭和 51 年 1 月に事業所を辞めて、実家で療養生活を送っていたところ、市役所から国民年金保険料の納付勧奨があり、父親が国民年金の加入手続を行うとともに、未納であった期間の保険料をすべて納付してくれたが、未納とされている期間があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 57 年 10 月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、その時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況（納付時期、納付金額等）は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 14 日から 36 年 12 月 27 日まで
申立期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、自分で
手続を行った記憶はなく、事業所から脱退手当金について説明を受けた記
憶もないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和36年12月27日の前後2年以内に資格喪失した女性の脱退手当金の受給資格者は26人みられるが、そのうちの24人に同事業所を最終事業所とする脱退手当金の支給記録が有る上、このうち複数の者が、事業主が代理で脱退手当金の請求手続を行っていた旨証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立てに係る事業所における資格喪失日から約6か月後の昭和37年7月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、申立てに係る事業所を退職した後に結婚し、改姓しているが、同事業所の厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の氏名は、資格喪失後に訂正されていることから、脱退手当金の請求に併せて氏名訂正が行われたと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 1 日から 37 年 11 月 26 日まで
日本年金機構から脱退手当金の受給についての照会文書を受け取り、脱退手当金という制度を初めて知った。かつてそのような一時金を受け取った記憶はないので、A事業所を退職した後に受給したこととされている年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和38年6月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立てに係る事業所を退職した後、昭和40年4月25日まで国民年金の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人は、日本年金機構から照会文書を受け取るまで申立てに係る事業所に勤務していたことを忘れていた旨供述するなど、当時の記憶は曖昧であり、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1404

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月20日から同年12月20日まで
② 昭和29年12月21日から34年12月20日まで

A社を退職した後に、同事業所の担当者から社会保険の手続をする旨の連絡を受けた際に、妊娠中に出向けない旨答えると、「分かりました。」と言ったきりで、その後何の連絡もしてきていないにもかかわらず、脱退手当金を受給したこととなっている。当時、脱退手当金の制度も知らなかったし、受給もしていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立てに係る事業所を退職して約9か月後の昭和35年9月28日に支給決定されているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金被保険者名簿から、氏名変更の処理が同年8月2日に行われていることが確認でき、社会保険事務所（当時）では、被保険者からの申出がなければ氏名変更の情報を把握することが困難であったことを踏まえると、申立人に係る脱退手当金の請求手続に併せてこの処理が行われたと考えるのが自然である。

また、当時は通算年金制度が創設される前であり、申立人は退職時に再就職する意思はなかった旨供述していることを踏まえると、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1405

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 52 年 3 月 12 日までのうち
約 1 年間

社会保険庁（当時）から届いたA社に勤務していた際の年金記録に関する照会文書に同社での勤務状況を回答したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録にこのことが反映されていない。昭和 52 年以前に1年ほど同社B出張所に勤務した記憶があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は給与明細書を所持していない上、申立てに係る事業所においても賃金台帳等の資料は無く、申立人に係る申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は同僚（当時）の名前を記憶しておらず、申立てに係る事業所における厚生年金保険の被保険者（当時）に照会しても、申立人が勤務していたことをうかがわせる証言を得ることはできない。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録も見当たらない。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1412

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで
② 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 49 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

昭和 41 年 3 月から 50 年 8 月末まで A 社（現在は、B 社）に勤務し、厚生年金保険に加入していた。その期間中に給与が下がったことはないと記憶しているにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が下がっているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の事業主は、申立期間当時の資料が焼失しているため、申立期間における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る届出、給与額及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、申立てに係る事業所における申立期間当時の厚生年金保険被保険者の記録を確認したところ、申立期間①、②及び③のいずれの期間においても、申立人のほかに標準報酬月額が下がっている被保険者（一人から 3 人）を確認できる上、給与月額に著しい変更があった際に行われる標準報酬月額の随時改定の記録が多数見受けられる。

さらに、申立てに係る事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間③直後の昭和 49 年 12 月に随時改定により標準報酬月額が 11 万円から 12 万 6,000 円に改定されていることが確認できる。これは、同事業所から社会保険事務所（当時）に対し、月額変更届が提出されたことによるものと考えられるが、随時改定は、給与月額に著しい変更（変更前後の標準報酬月額に 2 等級以上の差）がある場合に行うものであり、変更後の標準報酬月額を 12 万 6,000 円とする随時改定が行われる場合の変更前の標準報酬月額は 11 万円以下となる。

なお、申立人は、申立期間③の標準報酬月額は 11 万 8,000 円であったと主張しているが、この場合には、変更後の標準報酬月額との等級差は 1 等級と

なり、上記月額変更届の提出は行われなかったこととなる。

加えて、申立てに係る事業所の申立期間当時の経理担当者は給与に精勤手当が含まれていた旨証言している上、申立期間当時の同僚（複数）は報酬月額に変動があった旨証言しており、申立期間においては被保険者の標準報酬月額が下がることは無かったとまでは言えない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。